

電力システム改革

これまでの電力供給システムは、伝統的な垂直統合型の「一般電気事業者」、一般電気事業者へ電気を供給する当社を含む「卸電気事業者」と「卸供給事業者」、ならびに「新電力(特定規模電気事業者)」などから成り立っていました。このうち、卸供給事業者および新電力は、電気事業制度の自由化の流れの中で、1995年以降、電気事業法の改正により制度化された事業者で、電力会社以外の事業者が電力会社への卸供給や電力小売に参入できるようになりました。また、2005年からは日本卸電力取引所(JEPX)での電力取引も開始されています。東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に発電コストが増高^{すう}し、電力需給が逼迫する中で、政府はエネルギー政策を再構築していく一環として、電力システム改革を進めています。

電力システム改革の目的は、「安定供給を確保すること」「電気料金を最大限抑制すること」「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大すること」の3つです。これらの目的を達成するべく電力システム改革は、「広域系統運用の拡大」「小売および発電の全面自由化」「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」の3段階で進められます。

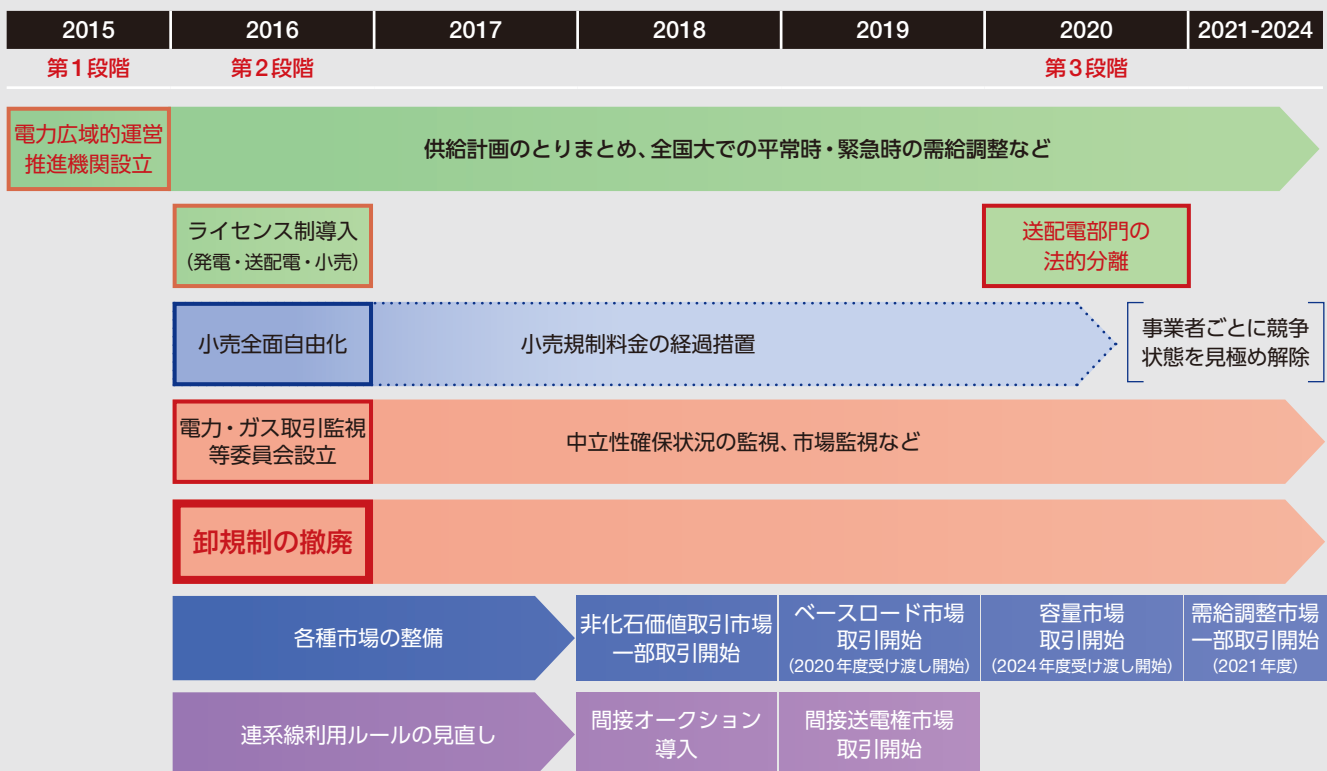
これまで、2013年4月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づき、2013年11月に電気事業法が改正され、2015年4月に電力広域的運営推進機関が発足しました。また、2014年6月の電気事業法改正により、2016年4月に小売参入全面自由化および卸規制*1の撤廃が実施されました。さらに、2015年6月には送配電部門の法的分離や小売規制料金の経過措置解除*2に関する電気事業法改正が実施されました。

さらに、2017年2月の「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」において、さらなる競争活性化策としてのベースロード電源市場の創設や、連系線利用ルールの見直しについて方向性が示されるとともに、エネルギー政策との整合性などの公益的課題の解決に向けて、容量市場や非化石価値取引市場、需給調整市場など新たな市場の創設の方向性が示され、諸制度の詳細設計が進められています。

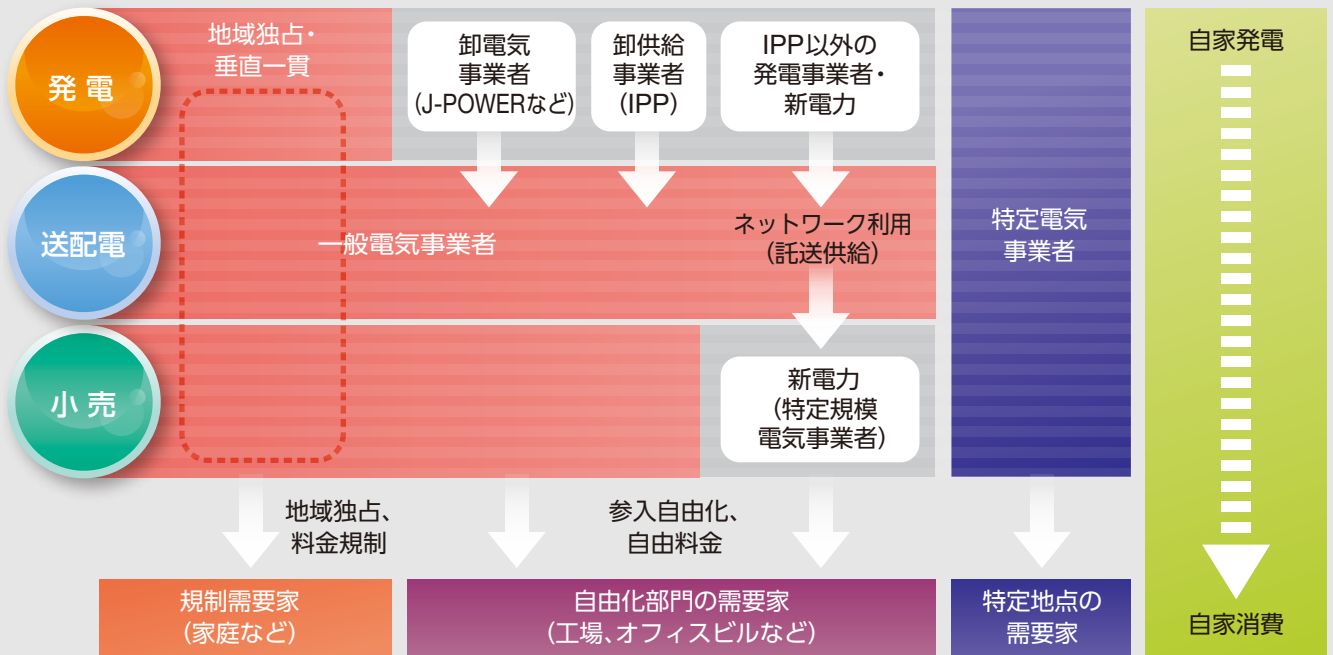
*1 一定の規模・期間を超える一般電気事業者に対する電気の供給は、原価主義により料金を算定し、経済産業大臣に届け出ることとなっていました。

*2 小売規制料金の経過措置解除は、国が競争の進展状況を確認したうえで実施することとなっています。

電力システム改革の工程表



2016年3月までの電力供給システム



出所:『電力システム改革後の電力産業の姿について』(総合資源エネルギー調査会)から作成



改革後の電力供給システム



出所:『電力システム改革後の電力産業の姿について』(総合資源エネルギー調査会)から作成